

(報告) 発電所の環境アセスメントにおける計画段階環境配慮書手続等の 新設に伴う主務省令の改正について

平成 25 年 3 月 19 日
電 力 安 全 課

1. 改正の概要

平成 23 年 4 月、「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)により、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等の結果の公表等の手続等が新設されたことから、発電所に係る主務省令を改正し、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令第 54 号)の一部を改正する予定(平成 24 年 8 月 7 日～9 月 5 日パブリックコメント実施済、平成 25 年 3 月 21 日公布予定、平成 25 年 4 月 1 日施行予定)。

なお、改正内容については、環境省が定める基本的事項を踏まえ、発電所の事業特性を勘案した実現可能なものとしている。

2. 主な改正案の内容

(1) 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階(法第 3 条の 2 第 1 項関係)

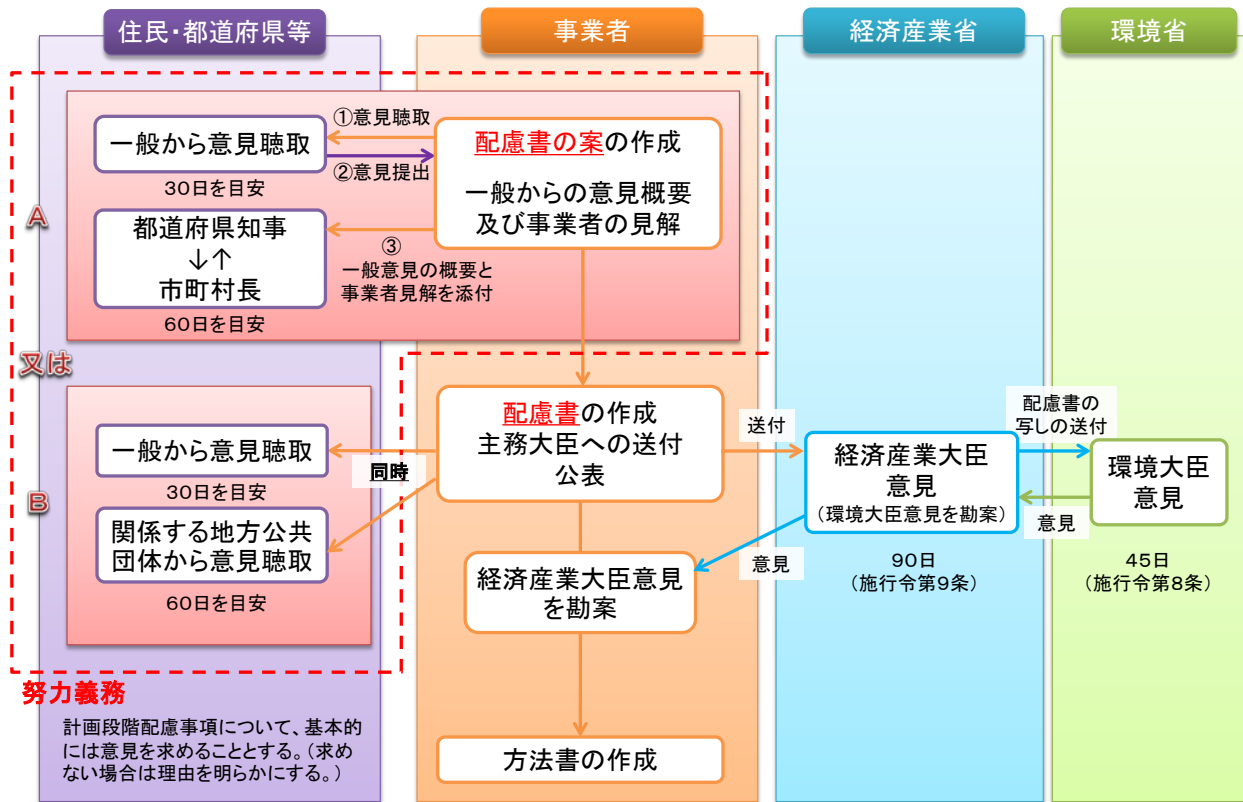
- ▶ 計画段階配慮事項の検討は、発電設備等の構造若しくは配置又は事業の位置若しくは規模を検討する段階に行うことを新たに追加。

(2) 計画段階配慮事項の選定等指針(法第 3 条の 2 第 3 項関係)

- ▶ 発電設備等の構造若しくは配置又は事業の位置若しくは規模に関する適切な複数案(以下「構造等に関する複数案」という。)を設定することを基本とし、構造等に関する複数案を設定しない場合は理由を明記することを新たに追加。
- ▶ 「生態系」に関する調査・予測・評価の手法選定に当たっては、重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握できるようにすることを新たに追加。
- ▶ 調査は、原則として既存資料により実施し、必要に応じて専門家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集する。予測は、可能な限り定量的に行い、評価は、構造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を比較することにより行うことを新たに追加。

(3) 計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針（法第3条の7第1項関係）

- 一般及び関係地方公共団体の長への環境の保全の見地からの意見を求めることを基本とし、求めない場合は理由を明らかにすることを新たに追加。



(4) 第二種事業の判定基準（法第4条第3項関係）

- 判定に当たり考慮すべき「重要な自然環境」の範囲を明確化。

(5) 環境影響評価項目等選定指針（法第11条第1項関係）

- 評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たって整理する地域特性・事業特性は、計画段階配慮以降の検討経緯を整理した上で、不足するものについて把握するよう改正。
- 考慮の対象とする環境要素のうち、「騒音」を、「騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）」とするよう改正。
- 調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限活用するよう改正。

(6) 環境保全措置指針（法第12条第1項関係）

- 計画段階配慮書において構造等に関する複数案の比較を行った場合は、環境保全措置の検討に当たって、当該複数案から構造等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討の内容についても明らかにするよう改正。

(7) 報告書作成指針（法第38条の2第1項関係）

- 発電所事業に係る工事が完了した段階で報告書を作成する。その際、当該工事に当たって講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に含めるよう努める。必要に応じて、工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するよう新たに追加。
- 工事中に事業主体が他の者へ引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を報告書に記載するよう新たに追加。

